

新たな宮城県環境基本計画における 政策・施策とSDGsの関係性（イメージ図）について

新たな宮城県環境基本計画の策定に当たっては、政策・施策とSDGsの各ゴールとの関係性を整理し記載することとする。

作成イメージとして、現行計画の政策・施策について整理すると、図1及び図2のような形となる。

| | 1 貧困をなくそう | 2 気候をゼロに | 3 すべての人に健康と福祉を | 4 質の高い教育をみんなに | 5 ジェンダー平等を實現しよう | 6 安全な水とトイレを世界中に | 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 8 働きがいも経済成長も | 9 産業と技術革新の基盤をつくろう |
|-----------------------------|-----------|----------|---|------------------------------------|-----------------|-----------------|--|-----------------|---|
| 政策1 低炭素社会の形成 | | | | | | (1) 低炭素化の推進 | (1) 低炭素化の推進 (2) 再エネ導入や エコタウン形成の促進 (3) 地域産業全体の低炭素化 | (3) 地域産業全体の低炭素化 | (2) 再エネ導入や エコタウン形成の促進 (3) 地域産業全体の低炭素化 |
| 政策2 循環型社会の形成 | | | | (1) 全主体の行動促進 (2) 循環型社会を支える基盤の充実 | | | | | (1) 全主体の行動促進 |
| 政策3 自然共生社会の形成 | | | | | | | | | |
| 政策4 安全で良好な生活環境の確保 | | | (1) 大気環境の保全 (2) 水環境の保全 (3) 土壌及び地盤の保全 (5) 化学物質による環境リスクの低減 | | | (2) 水環境の保全 | | | |
| すべての基盤となる施策 | | | 第2 節 環境の保全に関する協定の締結 第4 節 規制的措施 第5 節 公害紛争等の適切な処理及び環境犯罪対策 | 第1 節 グリーン行動の促進 | | | 第1 節 グリーン行動の促進 | | 第1 節 グリーン行動の促進 |

| | 10 人や国の不平等をなくそう | 11 住み続けられるまちづくりを | 12 つくる責任 つかう責任 | 13 気候変動に具体的な対策を | 14 海の豊かさを守ろう | 15 陸の豊かさを守ろう | 16 平和と公正をすべての人に | 17 パートナシップで目標を達成しよう |
|-----------------------------|-----------------|--|--|--------------------------------|---|---|-----------------|--|
| 政策1 低炭素社会の形成 | | | (1) 低炭素化の推進 (2) 再エネ導入や エコタウン形成の促進 | (1) 低炭素化の推進 (3) 地域産業全体の低炭素化 | | (3) 地域産業全体の低炭素化 | | (1) 低炭素化の推進 (2) 再エネ導入や エコタウン形成の促進 |
| 政策2 循環型社会の形成 | | | (1) 全主体の行動促進 (2) 循環型社会を支える基盤の充実 (3) 循環資源の3R 推進 (4) 廃棄物の適正処理 | | | | | |
| 政策3 自然共生社会の形成 | | (4) やすらぎや潤いのある生活空間の創造 | (3) 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり | (3) 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり | (1) 生態系の保全 (2) 生物多様性の保全、自然再生 (3) 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり (4) やすらぎや潤いのある生活空間の創造 | (1) 生態系の保全 (2) 生物多様性の保全、自然再生 (3) 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり (4) やすらぎや潤いのある生活空間の創造 | | (2) 生物多様性の保全、自然再生 (3) 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり |
| 政策4 安全で良好な生活環境の確保 | | (1) 大気環境の保全 (2) 水環境の保全 (3) 土壌及び地盤の保全 (4) 静穏な環境の保全 (5) 化学物質による環境リスクの低減 (6) 環境中の放射線・放射能の監視・測定・知識の普及啓発 | | | (2) 水環境の保全 | | | (5) 化学物質による環境リスクの低減 |
| すべての基盤となる施策 | | 第2 節 環境の保全に関する協定の締結 第3 節 開発行為における環境配慮 第4 節 規制的措施 第5 節 公害紛争等の適切な処理及び環境犯罪対策 | 第1 節 グリーン行動の促進 第2 節 環境の保全に関する協定の締結 第5 節 公害紛争等の適切な処理及び環境犯罪対策 | | 第2 節 環境の保全に関する協定の締結 第3 節 開発行為における環境配慮 第4 節 規制的措施 第5 節 公害紛争等の適切な処理及び環境犯罪対策 | 第2 節 環境の保全に関する協定の締結 第3 節 開発行為における環境配慮 第4 節 規制的措施 第5 節 公害紛争等の適切な処理及び環境犯罪対策 | | 第1 節 グリーン行動の促進 |

図1 環境基本計画の政策・施策とSDGsの関係性のイメージ(全体)

| | | |
|----------------------|-------------------------------|--|
| 政策1 低炭素社会の形成 | (1) 低炭素化の推進 |      |
| | (2) 再エネ導入やエコタウン形成の促進 |     |
| | (3) 地域産業全体の低炭素化 |       |
| 政策2 循環型社会の形成 | (1) 全主体の行動促進 |    |
| | (2) 循環型社会を支える基盤の充実 |   |
| | (3) 循環資源の3R 推進 |  |
| | (4) 廃棄物の適正処理 |  |
| 政策3 自然共生社会の形成 | (1) 生態系の保全 |   |
| | (2) 生物多様性の保全、自然再生 |    |
| | (3) 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり |      |
| | (4) やすらぎや潤いのある生活空間の創造 |    |
| 政策4 安全で良好な生活環境の確保 | (1) 大気環境の保全 |   |
| | (2) 水環境の保全 |     |
| | (3) 土壌及び地盤の保全 |   |
| | (4) 静穏な環境の保全 |  |
| | (5) 化学物質による環境リスクの低減 |    |
| | (6) 環境中の放射線・放射能の監視・測定・知識の普及啓発 |  |
| すべての基盤となる 施策 | 第1 節 グリーン行動の促進 |      |
| | 第2 節 環境の保全に関する協定の締結 |      |
| | 第3 節 開発行為における環境配慮 |    |
| | 第4 節 規制的措施 |     |
| | 第5 節 公害紛争等の適切な処理及び環境犯罪対策 |      |

図2 環境基本計画の政策・施策とSDGsの関係性のイメージ(施策ごと)